



佐賀県公報

平成19年
3月30日
(金曜日)
号外第9号

目次

教育委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則	(規則・一)
◎佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則	(" ・二) 三
◎佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則	(" ・三) 三
◎佐賀県立博物館処務規則等の一部を改正する規則	(" ・四) 七
◎佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則	(" ・五) 八
◎佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則	(" ・六) 八
◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	(" ・七) 八
◎佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則	(" ・八) 三〇
◎佐賀県立図書館施設使用規則の一部を改正する規則	(" ・九) 三〇
◎佐賀県立学校長の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部改正	(訓令甲・一) 三三
◎教育庁専決規程の一部改正	(" ・二) 三三

○ 教育委員会事項

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則一号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則

(佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部改正)

第一条 佐賀県立学校の課程等に関する規則(昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「佐賀県立盲学校、佐賀県立ろう学校及び佐賀県立養護学校(以下「盲ろう養護学校」という。)(の部)」を「佐賀県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)(の障害種別、部)」に改める。

第四条(見出しを含む。)中「盲ろう養護学校の部」を「特別支援学校の障害種別、部」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

学 校	障害種別	部、科	学 科
佐賀県立盲学校	視覚障害	幼 稚 部	
		小 学 部	
		中 学 部	
		高 等 部	普通科、保健理療科
		専 攻 科	理療科
佐賀県立ろう学校	聴覚障害	幼 稚 部	
		小 学 部	
		中 学 部	
		高 等 部	産業工芸科、被服科、理容科
佐賀県立金立養護学校	肢体不自由	小 学 部	
		中 学 部	
		高 等 部	普通科
佐賀県立大和養護学校	知的障害	小 学 部	
		中 学 部	
		高 等 部	普通科
佐賀県立北部養護学校	知的障害 肢体不自由	小 学 部	
		中 学 部	
		高 等 部	普通科
佐賀県立伊万里養護学校	知的障害	小 学 部	
		中 学 部	
		高 等 部	普通科
佐賀県立うれしの特別支援学校	知的障害 肢体不自由	小 学 部	
		中 学 部	
		高 等 部	普通科
佐賀県立中原養護学校	病弱	小 学 部	
		中 学 部	

(佐賀県立学校の管理に関する規則の一部改正)

第二条 佐賀県立学校の管理に関する規則(昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「盲学校、ろう学校および養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第十条第二項、第十一条の二第一項、第二十七条第一項及び第四十五条第二項中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(佐賀県心身障害児就学指導委員会規則の一部改正)

第三条 佐賀県心身障害児就学指導委員会規則(昭和五十一年佐賀県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県就学指導委員会規則

第一条中「心身に障害を有する児童及び生徒(以下「心身障害児」という。)の就学の適正化」を「障害のある児童生徒の適切な就学」に、「佐賀県心身障害児就学指導委員会」を「佐賀県就学指導委員会」に改める。

第二条第一号中「佐賀県立盲学校、佐賀県立ろう学校及び佐賀県立養護学校」を「佐賀県立特別支援学校」に、「心身障害児の障害の種類程度等の判定並びに」を「障害のある児童生徒の障害の種類、程度等の判定及び」に改め、同条第二号中「心身障害児」を「障害のある児童生徒」に改め、同条第三号中「心身障害児の適正な就学」を「障害のある児童生徒の適切な就学」に改める。

(佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例施行規則の一部改正)

第四条 佐賀県少年自然の家設置条例及び佐賀県少年自然の家使用料条例施行規則(平成十七年佐賀県教育委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に

改める。

第七条第一項第一号中「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

●佐賀県教育委員会規則二号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則(昭和三十二年佐賀県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第七条の三の次に次の一条を加える。

(副校長)

第七条の四 学校に副校長を置くことができる。

2 副校長は、校長が命ずる事務を掌理する。

3 副校長は、校長不在のときは、その職務を代行することができる。

第八条第三項中「校長不在のときは、その」を「校長(副校長が置かれていない場合は、校長及び副校長)が不在のときは、校長の」に改める。

第四十四条の二中「文書事務については」の下に、「別に定めるもののほか」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則三号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則（昭和四十一年佐賀県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十三条、第三十四条第一項及び第三項並びに第三十五条から第四十条まで」を「第三十三条（第一号に係る部分に限る。）並びに第三十四条から第四十条まで」に改め、同条の表の第十九条第三項の項の次に次のように加える。

第十九条	財産	教育財産
第四項	行政財産使用廃止届 (別記様式第十号の二)	教育財産使用廃止届 (別記様式第十号の二)

第三条の表の第三十三条第一項の項を次のように改める。

第三十三条 第一号	行政財産の使用許可又は普通財産の貸付契約	教育財産の使用許可
--------------	----------------------	-----------

第三条の表の第三十三条第二項の項、第三十四条第二項の項及び第三十四条第三項の項を削り、同表の第三十五条の項を次のように改める。

第三十五条	財産	教育財産
-------	----	------

第三条の表の第三十九条第一項の項を次のように改める。

第三十九条 第一項	財産	教育財産
--------------	----	------

第三条の表の第三十九条第二項の項を削る。
様式第十号の次に次の一様式を加える。

(様式第10号の2)

教 育 財 産 使 用 廃 止 届

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

住所

届出人 氏名

㊟

1 使用目的

2 使用物件

(1) 所在地

(2) 明細

(土地の地番、地目及び地積又は建物の構造、種類及び面積等)

3 使用の廃止の時期 年 月 日

注1 教育財産使用廃止届には、許可指令書の写しを添付すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第二十二号、様式第二十五号及び様式第二十六号を削る。
別表第二を次のように改める。

別表第二
教育財産区分種目表

建物	区分		摘要
	種目	数量単位	
事務所建	田	平方メートル	公署、学校、図書館、病院等の主な建物を包括する。
住宅建	畑	平方メートル	
工場建	宅地	平方メートル	
倉庫建	学校用地	平方メートル	
雑屋建	鉄道用地	平方メートル	
	塩田	平方メートル	
	鉱泉地	平方メートル	
	池沼	平方メートル	公署、学校、図書館、病院等の主な建物を包括する。 職員宿舎、公営住宅、寮等の主な建物を包括する。 上屋を包括する。 他の種目に属しない建物を包括する。
	山林	平方メートル	
	牧場	平方メートル	
	原野	平方メートル	
	墓地	平方メートル	
	境内地	平方メートル	
	運河用地	平方メートル	
	水道用地	平方メートル	
	用悪水路	平方メートル	
	ため池	平方メートル	
	堤	平方メートル	
	井溝	平方メートル	
	保安林	平方メートル	
	公衆用道路	平方メートル	
	公園	平方メートル	
	雑種地	平方メートル	

工作物		個	メートル	個
門	個	個	メートル	木門、石門等の各一箇所をもつて一個とする。
圍障	個	個	メートル	さく、塀、垣、生垣等を包括する。
水道	個	個	メートル	一式をもつて一個とする。
下水	個	個	メートル	溝きよ、埋下水等の各一式をもつて一個とする。
築庭	個	個	メートル	築山、置石、泉水等(立木竹を除く。)を一団とし、一箇所をもつて一個とする。
池井	個	個	メートル	貯水池、ろ水池、井戸等の各一箇所をもつて一個とする。
舗床	個	個	メートル	石敷、れん瓦敷、コンクリート敷、木塊舗床、アスファルト舗床等の各一箇所をもつて一個とする。
照明装置	個	個	メートル	電燈、ガス燈、孤光燈等に関する設備(常時取り外す部分を含まない。)の各一式をもつて一個とする。
通風装置	個	個	メートル	一式をもつて一個とする。
冷暖房装置	個	個	メートル	暖房装置及び冷房装置の一式をもつて一個とする。
消火装置	個	個	メートル	一式をもつて一個とする。
浄化装置	個	個	メートル	私設電話、電鈴、放送等に関する設備で他の種目に属しないものを包括し、各一式をもつて一個とする。
警報装置	個	個	メートル	独立の存在を有するもので煙道等の設備を一団として一基をもつて一個とする。
通信装置	個	個	メートル	水槽、油槽、ガス槽等を包括し、各その個数による。
煙突	個	個	メートル	さん橋、陸橋等をも包括し、各その個数による。
貯槽	個	個	メートル	石垣、さく等の各一箇所をもつて一個とする。
橋梁	個	個	メートル	射撃場における諸工作物の一式をもつて一個とする。
土留	個	個	メートル	
射場	個	個	メートル	
岸壁	個	個	メートル	
トンネル	個	個	メートル	
軌道	個	個	メートル	
軽便軌道	個	個	メートル	
電信線路	個	個	メートル	電信架空裸線、電信架空ケーブル、電信地下
巨長延長メー	個	個	メートル	

船舶	立木	電話線路	電力線路	気送管路	空気供給管	無線電信柱	燈台	望樓	起重機	昇降機	ドック	竈及びろ	原動装置	変電装置	電動装置	作業装置	諸標	雑工作物	
帆船 作業船	立木	ト	ル	メートル	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個	個
<p>線、電信水底線等を含む。電話架空線、電話架空ケーブル、電話地下線、電話水底線等を含む。電力架空線、電力地下線、電車架空線等を含む。</p> <p>一式をもつて一個とする。燈船をもつて一個とする。定置式のものにつき、一式をもつて一個とする。</p> <p>一式をもつて一個とする。浮ドックをもつて一個とする。溶鉱ろ、反射ろ、結晶ろ、真鍮ろ等の各一式をもつて一個とする。</p> <p>発電装置、発動装置、気罐ガス発生装置等の各一式をもつて一個とする。変流装置、変圧装置、蓄電装置等の各一式をもつて一個とする。</p> <p>電動装置、シャフチング等の各一式をもつて一個とする。</p> <p>除じん装置、噴霧装置、製塩装置等の各一式をもつて一個とする。</p> <p>浮標、立標、信号標識等の各一箇所をもつて一個とする。</p> <p>他の種目に属しない工作物を包括し、各一箇所をもつて一個とする。</p> <p>庭木その他材積を基準としてその価格を算定し難いもの。ただし、苗畑にあるものを除く。材積を基準としてその価格を算定するもの。</p> <p>電動船、内火船等機関によつて推進するものを包括する。</p> <p>補助機関を備えるものを包括する。</p> <p>しゅんせつ船、起重機船、砕岩船、発電船、</p>																			

<p>◎佐賀県教育委員会規則四号</p> <p>佐賀県立博物館処務規則等の一部を改正する規則</p> <p>佐賀県教育委員会 委員長 安永宏</p>	雑船	地上権 地役権 鉱業権 その他	無体財産権 特許権 著作権 商標権 実用新案権 その他	有価証券 その他
	平方メートル	件	株 口	
	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>佐賀県立博物館処務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成十九年三月三十日</p>			
	コンクリート混合船、土運船、杭打船及びはしけを包括する。 他の種目に属しない船舶を包括する。	他の種目に属しない無体財産権を包括する。	他の種目に属しない有価証券その他を包括する。	特別の法令により、法人の発行する債券及び社債等登録法（平成十七年法律第十一号）の規定により登録された社債を含む。

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

第一条 佐賀県立博物館処務規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第五号)

の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「出産補助休暇」の下に、「配偶者出産時育児休暇」を加える。

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

第二条 佐賀県立美術館処務規則(昭和五十八年佐賀県教育委員会規則第六号)

の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「出産補助休暇」の下に、「配偶者出産時育児休暇」を加える。

(佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則の一部改正)

第三条 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則(平成五年佐賀県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「出産補助休暇」の下に、「配偶者出産時育児休暇」を加える。

(佐賀県立佐賀城本丸歴史史館の管理に関する規則の一部改正)

第四条 佐賀県立佐賀城本丸歴史史館の管理に関する規則(平成十六年佐賀県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「出産補助休暇」の下に、「配偶者出産時育児休暇」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則五号

佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

則

佐賀県立学校職員の職の設置等に関する規則(昭和三十五年佐賀県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表の技術職員の項中「主任学校栄養職員」の下に、「副主任学校栄養職員」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

◎佐賀県教育委員会規則六号

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則の一部

を改正する規則

佐賀県市町立学校県費負担職員の職の設置等に関する規則(昭和四十六年佐賀県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表の技術職員の項中「主任学校栄養職員」の下に、「副主任学校栄養職員」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

●佐賀県教育委員会規則七号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(平成二年佐賀県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十七条第二項」を「第十七条」に改め、同条第三項中「盲学校特殊教科教諭又は聾ろう学校特殊教科教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に改める。

第四条第五項中「盲学校特殊教科教諭又は聾ろう学校特殊教科教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に改める。

第八条第二項中「第六十五条各項」を「第六十五条第一項各号」に、「盲学校特殊教科教諭又は聾ろう学校特殊教科教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に改める。

第十三条第二項中「所属長の証明(現に教育職員でない者については、)を削り、「証明等)」を「証明等)」に改める。

第十六条の二第四項中「盲学校、聾ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

第二十六条中「免許状取上げに関する説明書」を「教育職員免許状取上げ通知書」に改める。

第二十九条中「実務及び身体」を「及び実務」に改め、「又は医師の診断書」を削る。

附則第二項中「盲学校、聾学校、養護学校及び」を削る。

別表第十(第十六条の二関係)

特別支援学校の教諭に係る特別支援教育に関する科目の単位修得方法

最低修得単位数

特別支援教育に関する科目

特別支援学校教諭	免許状	在職年数	合計	特別支援教育に関する科目		
				第一欄	第二欄	第三欄
特別支援学校教諭	一種及び二種	三以上	六	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
				心身に障害のある児童、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある児童、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある児童、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
				三以上	三以上	一以上

一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項のいずれかの事項を含むものとする。

二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域(授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。)について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等

に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について、合わせて二単位以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について、合わせて一単位以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る一単位以上又は当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を主として併せもつ一単位以上を含む。）

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第3条、第4条、第5条、第8条、第10条、第11条、第12条関係)

※		※				
教育職員免許状授与(検定・免許状交付)願						
佐賀県教育委員会 様		平成 年 月 日				
		ふりがな 氏名 ㊟ (旧姓) 生年月日 年 月 日生				
私は、次の教育職員免許状の授与 検定による授与を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 交 付						
本 籍	都・道・府・県	勤 務 先				
現 住 所						
受けようとする 免許状の種類	小学校・中学校・高等学校・ 特別支援学校・幼稚園・養護・ 栄養・自立教科・自立活動	専修・一種・ 二種・特別・ 臨時	教科、事項 又は領域			
根拠規定	免許法別表 1、2、2-2、 3、4、5、6、 6-2、7、8	施行法 1、2条 号	免許法 条 項	免許法附則 項	年改正法 附則 条 項	免許法施行 規則 条
※総合判定	人物	※授与すべき 免許状の種類	※教科、事項 又は領域	※授与条件		※合格 不合格 の理由
	学力					
	実務					
	身体					
佐賀県収入証紙ちょうふ欄				備考 1 「申請する免許状の種類・区分」は、該当するものを○で囲んでください。 2 ※印の欄は、記入しないでください。 3 手数料は、佐賀県収入証紙で納入してください。		

様式第五号中

身長	・	cm	視力	右 () 左 ()
体重	・	kg	聴力	

を

視力	右 () 左 ()	矯正 左 ()	聴力	右 左
----	----------------	-------------	----	--------

を

上記のとおり診断する。

平成 年 月 日

住所
医師の氏名

平成 年 月 日

所轄庁等

印

を

就業の 可・否	
------------	--

上記のとおり診断する。

平成 年 月 日

住所
医師の氏名

印

を

様式第六号備考「中」「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、「高等部」の次に「及び担当した特別支援教育領域」を記入す。

様式第九号を次のように改める。

様式第9号(第7条関係)

割
印

(教育職員)特別免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

上記の者に教育職員免許法第5条の定めるところにより(下記の教科について)(教育職員)特別免許状を授与する。

(記)

(教科名)

授与年月日 年 月 日

佐賀県教育委員会 印

(番号)

授与条件

この免許状は教育職員免許法第9条第2項の規定により佐賀県においてのみ効力を有する。

様式第十号中

「 教 科 名 」

を

「 教科、事項又は領域名 」

に改める。

様式第十一号その一から様式第十二号までを次のように改める。

様式第11号その1(第9条関係)

割
印

(教育職員) 助教諭免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

上記の者に教育職員免許法第5条の定めるところにより(下記の教科について)(教育職員)助教諭免許状を授与する。

(記)

(教科名)

授与年月日 年 月 日

佐賀県教育委員会 印

(番号)

授与条件

教育職員免許法第9条第3項の規定より、下記の期間、佐賀県においてのみ効力を有する。

年 月 日から 年 月 日まで

様式第11号その2（第9条関係）

割
印

（教育職員）助教諭免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

上記の者に教育職員免許法施行法第1条の定めるところにより（下記の教科について）（教育職員）助教諭免許状を有するものとみなす。

（記）

（教科名）

授与年月日 年 月 日

佐賀県教育委員会 印

（番号）

授与条件

教育職員免許法第9条第3項の規定により、下記の期間、佐賀県においてのみ効力を有する。

年 月 日から 年 月 日まで

様式第11号その3 (第9条関係)

割
印

(教育職員) 助教諭免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

上記の者に教育職員免許法施行法第2条の定めるところにより(下記の教科について)(教育職員)助教諭免許状を授与する。

(記)

(教科名)

授与年月日 年 月 日

佐賀県教育委員会 印

(番号)

授与条件

教育職員免許法第9条第3項の規定により、下記の期間、佐賀県においてのみ効力を有する。

年 月 日から 年 月 日まで

様式第12号(第13条関係)

※	※			
教育職員免許状書換え願				
平成 年 月 日				
佐賀県教育委員会 様				
住 所 ふりがな 氏 名 ㊟				
年 月 日生				
私は、下記のとおり 年 月 日付けで(身上、本籍)を異動したため、教育職員免許状を書換えていただきたいので、戸籍抄本及び免許状を添えてお願いします。				
	氏 名	本 籍		
異 動 前		都・道・府・県		
異 動 後		都・道・府・県		
書換え願をする教育職員免許状	免許状の種類	教科、事項 又は領域	番 号	授与年月日
				昭和 平成 年 月 日
				昭和 平成 年 月 日
				昭和 平成 年 月 日
				昭和 平成 年 月 日
佐賀県収入証紙ちょうふ欄				備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。 2 手数料は、佐賀県収入証紙で納入してください。

様式第13号（第13条関係）

※	※
---	---

教育職員免許状再交付願

平成 年 月 日

佐賀県教育委員会 様

氏 名 ㊟

私は、下記のとおり教育職員免許状を紛失（破損・汚損）したため、再交付して下さるようお願いいたします。

記

1 本籍、現住所、勤務先等

本籍	都・道・府・県	勤務先	
現住所		(ふりがな) 氏名 (旧姓) 昭和 年 月 日生 平成	

2 紛失（破損・汚損）した免許状

免許状の種類	教科、事項 及び領域名	番 号	授与年月日	授 与 条 件

3 紛失（破損・汚損）の理由（紛失の場合は、紛失に至る顛末を詳細に記入してください。）

佐賀県収入証紙ちょうふ欄	備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。 2 手数料は、佐賀県収入証紙で納入してください。
--------------	---

様式第十五号に備考として次のように加える。

備考 任命権者（雇用者）の押印は、当該者が佐賀県教育委員会教育長の
場合においては、省略することができる。

様式第十八号中「免許状取上げに関する説明書」や「教育職員免許状取上げ
通知書」の「この説明書受領後30日を経過した日から20日以内に返還され
た」と「速やかに返納してください」と

「

教 科

を「

教科、事項 又は領域

に」

「

2 取上げの理由

を、

「

2 取上げの理由

この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に
佐賀県（代表者は佐賀県教育委員会となります。）を被
告として処分取消しの訴えを提起することができます。」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行前の際現に交付されているこの規則による改正前の教育職
員免許状に関する規則（以下「旧規則」という。）様式第九号による（教育
職員）特別免許状、旧規則様式第十一号その一による（教育職員）助教諭免
許状、旧規則様式第十一号その二による（教育職員）助教諭免許状及び旧規
則様式第十一号その三による（教育職員）助教諭免許状は、それぞれこの規
則による改正後の教育職員免許状に関する規則（以下「新規則」という。）
様式第九号による（教育職員）特別免許状、新規則様式第十一号その一によ

る（教育職員）助教諭免許状、新規則様式第十一号その二による（教育職員）
助教諭免許状及び新規則様式第十一号その三による（教育職員）助教諭免許
状とみなす。

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月三十日
佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

●佐賀県教育委員会規則八号

佐賀県立図書館の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立図書館の管理に関する規則（昭和三十七年佐賀県教育委員会規則第
四号）の一部を次のように改正する。

第三条の企画課の分掌事務中ヲを削り、ワをヲとし、力をワとする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

佐賀県立図書館施設使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

●佐賀県教育委員会規則九号

佐賀県立図書館施設使用規則の一部を改正する規則

佐賀県立図書館施設使用規則（昭和三十八年佐賀県教育委員会規則第三号）
の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「申込」を「申込み」に改める。

第五条を第六条とする。

第四条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「施設使用申し込み書」を「施設使用申込書」に改め、同条第二項中「取消等」を「取消し等」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(使用料の減免)

第四条 佐賀県立図書館施設使用料条例(昭和三十七年佐賀県条例第六十八号。

以下「条例」という。) 第四条各号のいずれかに該当する場合の使用料は、

同条第一号に該当する場合は当該使用料の百分の五十に相当する額とし、同条第二号に該当する場合は当該使用料の全額を免除し、同条第三号に該当する場合は当該使用料の百分の三十に相当する額とする。

2 条例第四条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、施設使用料減免申請書(別記様式第三号)を館長に提出しなければならない。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第2条関係)」に、「申込者

氏名」を「申込者 氏名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)」

に、「第1条」

を「第2条」に、「施設の使用をいたしたいから」を「施設を使用したいので」に、「催もの」を「行事」に改める。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第2号(第3条関係)」に、「付で申し込み」を「付けて申込み」に、「催もの」を「行事」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第3号（第4条関係）

施設使用料減免申請書

平成 年 月 日

佐賀県立図書館長 様

住所

申請者 氏名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり使用料の減額
免除を受けたいので申請します。

使用施設名			
使用日及び使用時間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間	使用時間	時～ 時
使用目的 (行事の名称等)			
減額 を申請する理由 免除			
※ 施設使用料	減免前の金額	減免する金額	徴収する金額
	円	円	円

注 ※印の箇所は、申請者で記入する必要はありません。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

●佐賀県教育委員会訓令甲第一号

県立学校

佐賀県立学校長の権限に属する事務の専決等に関する規程(昭和五十六年佐賀県教育委員会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第七条中「教頭」を「副校長、教頭」に改め、同条を第九条とする。

第六条第二項中「教頭」の下に「(副校長が置かれている場合は、校長、副校長及び教頭)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「校長が不在」を「校長(副校長が置かれている場合は、校長及び副校長)が不在」に改め、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加え、同条を第八条とする。

副校長は、校長が不在で、かつ、急を要するときは、校長が決裁すべき事務について代決することができる。

第五条中「教頭」を「副校長、教頭」に改め、同条を第七条とする。

第四条の見出しを「(教頭等の専決の制限)」に改め、同条中「の一」を「のいずれか」に改め、同条を第六条とする。

第三条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(副校長等の専決の制限)

第五条 副校長は、第三条に規定する事務が、次の各号のいずれかに該当するものである場合は、同条の規定にかかわらず、専決することができない。

一 特に重要と認められるもの

二 異例に属するもの又は先例となるおそれのあるもの

三 紛議論争があるもの又は処理の結果紛議論争を生ずるおそれのあるもの

第二条の次に次の一条を加える。

(副校長の専決)

第三条 副校長は、校長が定めるものを専決することができる。

別表第一中「(第三条関係)」を「(第四条関係)」に改める。

別表第二中「(第三条関係)」を「(第四条関係)」に改め、同表の第一号中

「校長」の下に「副校長」を加える。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

●佐賀県教育委員会訓令甲第二号

本 庁

教育事務所

教育庁専決規程(平成七年佐賀県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

平成十九年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

第三条第一項第五号中「出産補助休暇」の下に「配偶者出産時育児休暇」を加える。

第六条第九号中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改め、同条第十六号中「佐賀県心身障害児就学指導委員会」を「佐賀県就学指導委員会」に改める。

第九条第七号中「昭和二十三年文部省令第一号」を「平成十六年文部科学省令第二十号」に改め、同条第十六号を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年三月三十日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

